

## 令和7年度 第2回牧区地域協議会

日時：令和7年5月22日（木）

午後6時30分～

会場：牧区総合事務所301会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 挨拶

#### 3 報告事項

(1) 牧中学校の雄志中学校との統合について・・・・・・・・・・資料No. 1

(2) 農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」について・・・・資料No. 2

#### 4 自主的審議事項

(1) あらゆる人が安全・安心に住み続けたい「牧づくり」について・・・・資料No. 3

#### 5 その他（連絡事項）

(1) 上越市2年目採用職員ステップアップ研修への協力について

7月9日（水）午後 1～2時間程度

(2) 令和7年度4区地域協議会委員合同研修について

7月11日（金）午後 中郷区にて開催予定

(3) 次回及び第4回の開催予定日について

(4) 定住支援コーディネーターの任用（予定）について

(5) 地域協議会だよりの編集について

#### 6 閉 会



# 牧中学校の雄志中学校との統合について



令和7年5月22日 上越市教育委員会教育総務課  
牧区総合事務所

昨年12月に開催した住民説明会の結果や、これまでの保護者アンケート及び意見交換会の結果を踏まえ、市では取組の方針を「統合は編入方式とし、雄志中学校と統合する。統合時期は令和9年4月を目標とする。」とし、また「牧小学校は、雄志中学校区の小学校との統合について引き続き協議する」こととしました。

この取組方針について、雄志中学校区の地域協議会や町内会長連絡協議会、学校運営協議会でまた、4月26日(土)には雄志中学校の保護者の皆様にも説明し、皆様からご理解いただきましたことをご報告いたします。

## 1 牧中学校の雄志中学校との統合における概要

【統合目標日】	令和9年4月1日
【通学方法】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の関係各課で協議して、保護者の皆様に通学方法等について説明し、ご意見をいただきながら決めます。</li> <li>※公共交通機関・スクールバスのいずれも無料です。</li> </ul>
【学校間の連携】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合前に授業・行事等において両校生徒の交流を図ります。</li> <li>※ オンラインの活用や行事を一緒に行うなど、交流の仕方を学校間で協議し、計画的に実施していきます。</li> <li>・統合後の学習活動や、後援会組織等について必要な調整を行い、一体感の醸成と円滑な移行を図ります。</li> </ul>
【その他の環境】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制服及び体操着は、これまでの統合の例では、2年間の移行期間を設けています。統合が正式に決定した後、両校と協議し、保護者の皆様にお伝えします。</li> </ul>

## 2 今後の主な予定

令和7年度	6月	○牧区地域協議会への諮問
	8月	○雄志中学校区地域協議会への報告
	9月以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合同学習及び生徒交流活動の計画・実施</li> <li>○通学方法の検討</li> <li>○議会への学校条例改正の提案 ⇒ 議決により正式に統合が決定</li> </ul>
令和8年度	4月以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>○牧中学校・雄志中学校保護者説明（今後の予定について）</li> <li>○後援会に関して打ち合わせ（両校の後援会役員）</li> <li>○通学方法の検討と保護者説明等</li> <li>○保護者説明会（学校生活等について）</li> <li>※ 閉校記念式典等</li> </ul>
	統合準備	
令和9年4月 統合予定		

【担当】 ・上越市教育委員会教育総務課 担当：小池、三輪  
TEL：025-545-9262 FAX：025-545-9272  
・牧区総合事務所 教育・文化グループ 担当：清水  
TEL：025-533-5141 FAX：025-533-5016

【参考資料】 R7.5.1 現在 児童生徒数の推移

学校名 学 年	牧中学校				雄志中学校				(参考)牧中・雄志中の合計			
	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
令和7年度	7	7	7	21	38	43	55	136				
令和8年度	6	7	7	20	51	38	43	132				
令和9年度	7	6	7	20	54	51	38	143	61	57	45	163
令和10年度	7	7	6	20	45	54	51	150	52	61	57	170
令和11年度	2	7	7	16	50	45	54	149	52	52	61	165
令和12年度	1	2	7	10	35	50	45	130	36	52	52	140
令和13年度	1	1	2	4	43	35	50	128	44	36	52	132
令和14年度	5	1	1	7	34	43	35	112	39	44	36	119
令和15年度	1	5	1	7	43	34	43	120	44	39	44	127
令和16年度	3	1	5	9	29	43	34	106	32	44	39	115
令和17年度	2	3	1	6	30	29	43	102	32	32	44	108
令和18年度	0	2	3	5	26	30	29	85	26	32	32	90
令和19年度	3	0	2	5	25	26	30	81	28	26	32	86

学校名 学 年	牧小学校							計
	1	2	3	4	5	6		
令和7年度	1	1	2	7	7	6	24	
令和8年度	5	1	1	2	7	7	23	
令和9年度	1	5	1	1	2	7	17	
令和10年度	3	1	5	1	1	2	13	
令和11年度	2	3	1	5	1	1	13	
令和12年度	0	2	3	1	5	1	12	
令和13年度	3	0	2	3	1	5	14	

※表の色付きは複式学級相当の児童数  
 ※R8年度以降の児童数は、R7年5月1日現在の住民基本台帳の人数から推計（附属小、特別支援学校、校区外等へ通学する可能性のある児童を含む）

# 農業経営基盤強化の促進に関する計画 「地域計画」について

---

令和7年5月

板倉区総合事務所 産業グループ

# 1 地域計画策定の経緯

「地域計画」は、人口減少や高齢化が進むにつれ、農業従事者が減少し、地域の農地を維持していくことが年々難しくなっている状況を踏まえ、**人と農地の問題を地域で解決していくための将来予想図**として、令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法により、令和5～6年度の2か年をかけて、全国の市町村で策定に取り組んできました。

当市においては、令和5年11月から令和6年12月まで、市内25地区で農業者等による協議の場（地域懇談会）を開催し、地域の課題と今後の営農体制の方向性の共有、10年後の農地の将来像（目標地図）の話し合いを行ってきました。

## 当市における地域計画の概要

### (1) 計画策定区域

地域自治区を単位に25計画

（ほぼ全域が市街化区域である高田区・直江津区・八千浦区は、隣接する他区に含める）

### (2) 地域懇談会の参加者

地域の中心的な農業者（認定農業者等）、農家組合長、JAえちご上越、土地改良区、新潟県、農業委員会、市

### (3) 結果の公表等

- ・協議の実施状況 . . . 市ホームページで公表
- ・地域計画の公表 . . . 令和7年4月1日に全計画を公告（市ホームページでも公表）

## 2 各区での地域懇談会の開催

～令和5年度末（令和6年3月末）

高士区 谷浜・桑取区  
柿崎区 吉川区 名立区

～令和6年度上期（令和6年8月末）

金谷区 春日区 三郷区  
和田区 大島区 牧区 大潟区

～令和6年度下期（令和6年12月末）

新道区 諏訪区 津有区 有田区 保倉区 北諏訪区 安塚区  
浦川原区 頸城区 中郷区 板倉区 清里区 三和区

### （主な意見・課題）




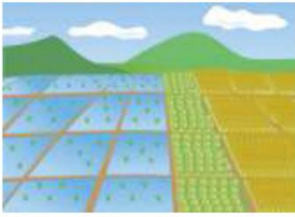

- ・担い手不足や法人の後継者不足、農地の集約の必要性、農業用施設の老朽化。
- ・多面的機能を有する水田等について、その機能を発揮できるように、農業者以外の草刈りや用水普請などへの参加。
- ・担い手だけでは農地の維持はできない。草刈りや用水普請などは、やはり集落の方からやってもらわないと、担い手の手が回らない。
- ・個人で農業を続けていくのはもう限界がある。機械類も高騰しており、個人で買うのは無理。法人化などの取組はすぐに必要。
- ・集落の方から、高齢化により、草刈りや用水普請がもうできないので、担い手にやってもらいたいという話が出ている。
- ・現在、認定農業者などの担い手になっている者でも、高齢化しており、10年後にはリタイアしていることが濃厚。10年後を想像すること自体が難しい。
- ・昭和の時代にはほ場整備をしたところは、農業施設が機能しなくなってきており、再整備が必要。
- ・20年ほど前から法人化が進んできたが、法人化した経営体も、後継者がいない。

# 3 今後の地域計画の管理について

地域計画は、一度作って終わりではなく、今後も見直しを行い、内容をブラッシュアップしていくことが求められています。

当市では、年に1回、各地区の中心的な担い手を集め、協議の場（地域懇談会）を開催し、「地域計画の記載内容に変更が必要な点がないか」「農地の集約化が図られるほ場がないか」などの視点から協議を行い、地域計画と目標地図のブラッシュアップ（効率的な農地利用の推進）を図っていく方針です（必要に応じて、地域計画の変更公告を行います）。

## 地域計画の変更が必要なケース

<b>農業上の利用</b> <small>(事後の変更可)</small>	<b>地域の農業の将来の在り方等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域計画の特例(基盤法第22条の3)の活用及び変更</li> <li>区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更</li> </ul> <p>例: ①担い手に対する農用地の集積に関する目標等の変更 ②区域の農用地等面積の増減(区域の変更)</p>	<p>農地の集約化</p> 
	<b>農業を担う者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付け</li> </ul> <p><b>手</b> 目標地図に位置付けられていない者が一時的に耕作する場合は、変更不要</p>	
	<b>農業用施設</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業用施設用地を新たに目標地図に位置付け</li> </ul>	
	<b>軽微な変更</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の名称や地番、法人化、相続により生じた変更</li> <li>実質的な変更を伴わない変更</li> </ul> <p>例: ①作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更 ②任意記載事項の変更 ③基盤整備や地籍調査による面積変更 ④田畑転換 ⑤経営規模が変わらない個人経営体の法人化 など</p> <p><b>手</b> 地域計画案の意見聴取・公告を省略可能</p>	 <p>水稲エリア      野菜エリア (有機)      野菜エリア</p>
<b>農業外の利用</b> <small>(事前の変更要)</small>	<b>農地の転用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共用地や農家住宅等に供するための転用</li> </ul> <p><b>手</b> 農振除外・転用許可手続の前に地域計画を変更</p> <p>※ 一時転用の場合は変更不要</p>	

## 特定非営利活動法人牧振興会及び公益財団法人牧農林業振興公社との意見交換会について(案)

- 1 実施方法
  - 地域協議会委員が2グループに分かれ、牧振興会と牧農林業振興公社と意見交換を行う
  - 出された意見が一目できるように聞取り項目シートを大判印刷したものを掲示し、進行役の事務局が出された意見を付箋に書き出し、これを貼り付けていく
  - ①開会(会長挨拶)
  - ②本日の趣旨及び地域協議会での審議状況の説明
  - ③意見交換(団体側から所定聞取り項目の発表を受け、相互にフリートークを行う)
  - ④情報の共有(集会室に集まり、グループ相互に付箋を貼り付けた聞取り項目シートを見て回る)
  - ⑤閉会(副会長挨拶)
- 2 開催日時 令和7年6月19日(木)19時から20時頃まで ※第3回牧区地域協議会終了後
- 3 会場 牧コミュニティプラザ2階 集会室 (牧振興会) / 研修室(牧農林業振興公社)